

2020年9月15日

各位

不動産投資信託証券発行者名
東京都千代田区丸の内一丁目8番3号
サムティ・レジデンシャル投資法人
代表者名 執行役員 高橋 雅史
(コード番号: 3459)

資産運用会社名
サムティアセットマネジメント株式会社
代表者名 代表取締役社長 増田 洋介
問合せ先 取締役 経営管理部長 二澤 秀和
TEL. 03-5220-3841

規約一部変更及び役員選任に関するお知らせ

サムティ・レジデンシャル投資法人(以下「本投資法人」といいます。)は、本日開催の役員会において、下記のとおり、規約一部変更及び役員選任に関して、2020年10月20日開催予定の本投資法人の第4回投資主総会(以下「本投資主総会」といいます。)に付議することを決議しましたので、お知らせいたします。なお、下記事項は、本投資主総会での承認可決をもって効力を生じます。

記

1. 規約一部変更の主な内容及び理由について

- (1) 近時の少数投資主による投資主提案に係る議論も踏まえ、相反する趣旨の議案を提出することが難しいと考えられ、かつ、投資主の利害関係及び投資法人のガバナンスの構造に影響を与え、投資主の利益に大きな影響を及ぼす可能性がある一定の議案について、投資主の意思をより直接的に反映させるべく、投資信託及び投資法人に関する法律(昭和26年法律第198号。その後の変更を含みます。)第93条第1項及び規約第14条第1項に定めるみなし賛成制度の適用対象外とする旨の規定を新設するものです(現行規約第14条関係)。
- (2) 投資信託及び投資法人に関する法律施行令(平成12年政令第480号。その後の改正を含みます。以下「投信法施行令」といいます。)において特定資産(投信法施行令第3条に定める特定資産をいいます。)に再生可能エネルギー発電設備が含まれていることから、当該資産を投資対象として追加すべく該当する規定を変更するものです(現行規約第29条関係)。
- (3) 本投資法人が他の投資法人との合併を行った場合における資産運用会社に対する資産運用報酬の取扱いを明確化するため、合併報酬を新設するものです(現行規約第37条関係)。
- (4) 上記の他、字句の修正を行うものです(現行規約第37条第1項第(3)号関係)。
(規約一部変更に関する詳細につきましては、別紙「第4回投資主総会招集ご通知」をご参照ください。)

2. 役員選任について

執行役員高橋雅史、監督役員藤木隆弘及び中原健夫は、2020年10月31日をもって任期満了となります。2020年11月1日付であらためて執行役員1名及び監督役員2名を選任することについて、議案を提出するものです。また、執行役員が欠けた場合又は法令に定める員数を欠くことになる場合に備え、補欠執行役員1名を選任することについて、議案を提出するものです。

- (1) 執行役員候補者
高橋 雅史(再任)
- (2) 監督役員候補者
藤木 隆弘(再任)
中原 健夫(再任)

(3) 補欠執行役員候補者
増田 洋介 (再任)

(役員選任に関する詳細につきましては、別紙「第4回投資主総会招集ご通知」をご参照ください。)

3. 本投資主総会に関する日程

2020年9月15日 第4回投資主総会提出議案の役員会承認

2020年10月1日 「第4回投資主総会招集ご通知」の発送 (予定)

2020年10月20日 第4回投資主総会開催 (予定)

以 上

* 本投資法人のホームページアドレス：<https://www.samty-residential.com>

(証券コード 3459)
2020年10月1日

投資主各位

東京都千代田区丸の内一丁目8番3号
サムティ・レジデンシャル投資法人
執行役員 高橋 雅史

第4回投資主総会招集ご通知

拝啓 平素は本投資法人に格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、サムティ・レジデンシャル投資法人（以下「本投資法人」といいます。）の第4回投資主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

なお、新型コロナウイルスの感染拡大防止の観点から、本投資主総会につきましては、極力、書面による議決権行使をいただき、投資主様の体調不良の有無にかかわらず、当日のご来場はお控えいただくことを強く推奨申し上げます。つきましては、お手数ですが後記の投資主総会参考書類をご検討いただきまして、同封の議決権行使書面に議案に対する賛否をご表示いただき、2020年10月19日（月曜日）午後5時00分までに到着するようご返送くださいますようお願い申し上げます。

また、本投資法人におきましては、投資信託及び投資法人に関する法律第93条第1項に基づき、規約第14条第1項及び第2項において、「みなし賛成」に関する規定を次のとおり定めております。従いまして、投資主様が当日投資主総会にご出席になられず、かつ、議決権行使書面による議決権の行使をなされない場合、本投資主総会における各議案について、賛成されたものとみなしてお取扱いすることになりますので、ご留意くださいますようお願い申し上げます。

（本投資法人規約抜粋）

規約第14条第1項及び第2項

（みなし賛成）

第14条 投資主が投資主総会に出席せず、かつ、議決権を行使しないときは、当該投資主は、その投資主総会に提出された議案（複数の議案が提出された場合において、これらのうちに相反する趣旨の議案があるときは、当該議案のいずれをも除く。）について賛成するものとみなす。

2. 前項の規定の定めに基づき議案に賛成するものとみなされた投資主の有する議決権の数は、出席した投資主の議決権の数に算入する。

敬具

記

1. 日 時：2020年10月20日（火曜日）午前10時00分
（受付午前9時30分～）
2. 場 所：東京都千代田区西神田三丁目2番1号
住友不動産千代田ファーストビル南館 3階
ベルサール神保町room3+4+5
（末尾の投資主総会会場ご案内図をご参照ください。）

3. 投資主総会の目的である事項：

決議事項

- 第1号議案：規約一部変更の件
- 第2号議案：執行役員1名選任の件
- 第3号議案：補欠執行役員1名選任の件
- 第4号議案：監督役員2名選任の件

以上

（お願い）

- ◎当日ご出席の際は、お手数ですが同封の議決権行使書面を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
- ◎代理人により議決権を行使される場合は、議決権を有する他の投資主の方1名を代理人として本投資主総会にご出席いただくことが可能ですので、代理権を証する書面を議決権行使書面とともに会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
- ◎投資主総会参考書類を修正する場合の周知方法
投資主総会参考書類に記載すべき事項を修正する必要がある場合は、修正後の事項を本投資法人のホームページ（<https://www.samty-residential.com/>）に掲載いたしますので、ご了承ください。
- ◎従前投資主総会終了後に開催しておりました、本投資法人の資産運用会社であるサムティアセットマネジメント株式会社による「運用状況報告会」は、会場での感染防止の観点から中止することといたしました。
- ◎接近・接触による感染リスクを避けるため、本投資主総会にご出席の投資主様へのお土産のお渡しは控えさせていただきます。何卒ご理解賜りますようお願い申し上げます。

新型コロナウイルス感染症対策について

本投資法人は、投資主の皆様の安全を第一に考え、本投資主総会開催における新型コロナウイルス感染防止のために以下の対応を行います。投資主の皆様のご理解及びご協力をお願い申し上げます。

- 本投資法人の役員、補欠役員候補者及び運営スタッフは、体調確認の上、原則としてマスクを着用します。
- ご出席の際には、会場設置のアルコール消毒液のご利用と、マスクを着用してのご来場などの感染予防対策にご協力くださいますようお願い申し上げます。
- 受付にて、体温測定を実施させていただくこともございます。測定時に37.5℃以上の発熱がある投資主様には、本投資主総会へのご出席をご遠慮いただくようお願いすることもございますので、あらかじめご了承ください。また、本投資主総会中に体調不良と見受けられる方には、運営スタッフがお声掛けをさせていただくことがございますので、あらかじめご了承ください。
- ご来場された投資主様のお席並びに本投資法人の役員、補欠役員候補者及び運営スタッフの席の間隔を広くとるため、例年よりも少ない座席数のご用意となり、十分な数のお席を確保できない可能性がございます。万が一お席がご用意できない場合、会場内への入場を制限させていただくことがございますので、あらかじめご了承ください。
- 突然の会場使用制限等により、投資主総会が予定通り開催されない場合がございます。変更に関するお知らせを本投資法人のホームページ（<https://www.samty-residential.com/>）に掲載する場合がございますので、ご確認くださいませようお願い申し上げます。
- この他、本投資主総会の秩序維持の観点から、必要な措置を講じる場合がございます。

なお、今後の状況の変化によっては上記の内容を更新する場合がございますので、適宜本投資法人のホームページ（<https://www.samty-residential.com/>）にてご確認くださいませようお願い申し上げます。

投資主総会参考書類

議案及び参考事項

第1号議案：規約一部変更の件

本投資法人の規約を下記「2 変更の内容」に記載のとおり変更することをお願いするものです。

1 変更の理由

- (1) 近時の少数投資主による投資主提案に係る議論も踏まえ、相反する趣旨の議案を提出することが難しいと考えられ、かつ、投資主の利害関係及び投資法人のガバナンスの構造に影響を与え、投資主の利益に大きな影響を及ぼす可能性がある一定の議案について、投資主の意思をより直接的に反映させるべく、投資信託及び投資法人に関する法律（昭和26年法律第198号。その後の変更を含みます。）第93条第1項及び規約第14条第1項に定めるみなし賛成制度の適用対象外とする旨の規定を新設するものです（現行規約第14条関係）。
- (2) 投資信託及び投資法人に関する法律施行令（平成12年政令第480号。その後の改正を含みます。以下「投信法施行令」といいます。）において特定資産（投信法施行令第3条に定める特定資産をいいます。）に再生可能エネルギー発電設備が含まれていることから、当該資産を投資対象として追加すべく該当する規定を変更するものです（現行規約第29条関係）。
- (3) 本投資法人が他の投資法人との合併を行った場合における資産運用会社に対する資産運用報酬の取扱いを明確化するため、合併報酬を新設するものです（現行規約第37条関係）。
- (4) 上記の他、字句の修正を行うものです（現行規約第37条第1項第(3)号関係）。

2 変更の内容

変更の内容は次のとおりです。

(下線は変更部分を示します。)

| 現 行 規 約 | 変 更 案 |
|---|---|
| <p>第14条 (みなし賛成)</p> <p>1. (記載省略) (新設)</p> <p>2. 前項の規定の定めに基づき議案に賛成するものとみなされた投資主の有する議決権の数は、出席した投資主の議決権の数に算入する。</p> | <p>第14条 (みなし賛成)</p> <p>1. (現行のとおり)</p> <p>2. <u>前項の規定にかかわらず、前項のみなし賛成に関する規定は、投信法第104条第1項(役員及び会計監査人の解任)、第140条(規約の変更)(但し、みなし賛成に関連する規定の策定又は改廃に限る。)、第143条第3号(解散)、第205条第2項(資産の運用に係る委託契約の解約に対する同意)又は第206条第1項(資産の運用に係る委託契約の解約)に係る議案の決議には適用しない。</u></p> <p>3. <u>第1項の規定の定めに基づき議案に賛成するものとみなされた投資主の有する議決権の数は、出席した投資主の議決権の数に算入する。</u></p> |
| <p>第29条 (資産運用の対象とする資産の種類、目的及び範囲)</p> <p>1. 本投資法人は、第27条に定める資産運用の基本方針に従い、以下に掲げる特定資産に投資する。</p> <p>(1)～(2) (記載省略)</p> <p>(3) その他の特定資産 ①～⑳ (記載省略) (新設)</p> | <p>第29条 (資産運用の対象とする資産の種類、目的及び範囲)</p> <p>1. 本投資法人は、第27条に定める資産運用の基本方針に従い、以下に掲げる特定資産に投資する。</p> <p>(1)～(2) (現行のとおり)</p> <p>(3) その他の特定資産 ①～⑳ (現行のとおり) <u>㉑再生可能エネルギー発電設備(投信法施行令第3条第11号に定めるものをいう。)</u></p> |

| 現 行 規 約 | 変 更 案 |
|---|---|
| <p>2. 本投資法人は前項に掲げられた資産のほか、実質的に不動産関連資産に投資することを目的とする場合又はそれらの資産への投資に付随し若しくは関連する場合に限り、以下に掲げる資産に投資する。</p> <p>①～③（記載省略）</p> <p>④動産（民法（明治29年法律第89号、その後の改正を含む。以下「民法」という。）で規定されるもののうち、設備、備品、車両その他の構造上又は利用上不動産に附加された物をいう。）</p> <p>⑤～⑪（記載省略）</p> <p>第37条（資産運用会社に対する資産運用報酬の支払いに関する基準）</p> <p>1. 本投資法人が運用資産の運用を委託する資産運用会社（以下「資産運用会社」という。）に支払う報酬の計算方法は、次のとおりとする。</p> <p>(1)～(2)（記載省略）</p> <p>(3) 取得報酬</p> <p>本投資法人が資産を取得した場合において、その取得価額に1.0%を乗じた金額を取得報酬とする。但し、取得した資産が信託受益権であり、利害関係人以外からの取得である場合、宅地建物取引業法（昭和27年法律第176号、その後の改正を含む。以下「宅建業法」という。）第46条に規定される報酬の上限額（但し、消費税及び地方消費税を除く。）から当該信託受益権の媒介手数料を減算した金額に0.5を乗じた金額（1円未満切り捨て。）に当該信託受益権の取得価額の1.0%を加算した金額を取得報酬とする。</p> | <p>2. 本投資法人は前項に掲げられた資産のほか、実質的に不動産関連資産に投資することを目的とする場合又はそれらの資産への投資に付随し若しくは関連する場合に限り、以下に掲げる資産に投資する。</p> <p>①～③（現行のとおり）</p> <p>④動産（民法（明治29年法律第89号、その後の改正を含む。以下「民法」という。）で規定されるもののうち、設備、備品、車両その他の構造上又は利用上不動産に附加された物をいい、<u>再生可能エネルギー発電設備を除く。</u>）</p> <p>⑤～⑪（現行のとおり）</p> <p>第37条（資産運用会社に対する資産運用報酬の支払いに関する基準）</p> <p>1. 本投資法人が運用資産の運用を委託する資産運用会社（以下「資産運用会社」という。）に支払う報酬の計算方法は、次のとおりとする。</p> <p>(1)～(2)（現行のとおり）</p> <p>(3) 取得報酬</p> <p>本投資法人が資産を取得した場合において、その取得価額に1.0%を乗じた金額を取得報酬とする。但し、取得した資産が信託受益権であり、利害関係人以外からの取得である場合、宅地建物取引業法（昭和27年法律第176号、その後の改正を含む。以下「宅建業法」という。）第46条に規定される報酬の上限額（但し、消費税及び地方消費税を除く。）から当該信託受益権の媒介手数料を減算した金額に0.5を乗じた金額（1円未満切り捨て。）に当該信託受益権の取得価額の1.0%を加算した金額を取得報酬とする。</p> |

| 現 行 規 約 | 変 更 案 |
|---|---|
| <p>(4) (記載省略) (新設)</p> <p>2. 本投資法人が資産運用会社に支払う前項報酬の支払い時期は次のとおりとする。 (1)～(4) (記載省略) (新設)</p> | <p>(4) (現行のとおり) (5) <u>合併報酬</u> 本投資法人が当事者となる新設合併又は吸収合併（本投資法人が吸収合併存続法人である場合及び吸収合併消滅法人となる場合を含む。以下同じ。）（以下「合併」と総称する。）の相手方の保有する資産等の調査及び評価その他の合併に係る業務を資産運用会社が本投資法人のために実施し、当該合併の効力が生じた場合、当該合併の相手方が保有する不動産関連資産のうち当該新設合併の新設合併設立法人又は当該吸収合併の吸収合併存続法人が承継し又は保有するものの当該合併の効力発生日における評価額の1.0%以下に相当する金額（1円未満切捨て。）を合併報酬とする。</p> <p>2. 本投資法人が資産運用会社に支払う前項報酬の支払い時期は次のとおりとする。 (1)～(4) (現行のとおり) (5) <u>合併報酬：合併の効力発生日から3か月以内。</u></p> |

第2号議案：執行役員1名選任の件

執行役員 高橋雅史は2020年10月31日をもって任期満了となります。つきましては、2020年11月1日付で、執行役員1名の選任をお願いするものです。任期は、2020年11月1日から2年間となります。

なお、執行役員の選任に関する本議案は、2020年9月15日開催の役員会において、本投資法人の監督役員の全員の同意によって本投資主総会への提出が決議されたものです。

執行役員候補者は次のとおりです。

| 氏 名 (生年月日) | 略歴、本投資法人における地位及び 担当、並びに重要な兼職の状況 |
|---------------------------------------|--|
| たか はし まさ ふみ 高 橋 雅 史 (1972年4月9日) | 1996年4月 日興証券株式会社 (現SMBC日興証券株式会社) |
| | 1999年9月 American Life Insurance Company (現メットライフ生命保険株式会社) |
| | 2000年11月 株式会社秦不動産鑑定事務所 |
| | 2004年4月 サムティ開発株式会社 (現サムティ株式会社) |
| | 2012年6月 サムティ株式会社 福岡支店長 |
| | 2017年4月 サムティ株式会社 不動産事業部長 |
| | 2018年10月 サムティアセットマネジメント株式会社 (出向) 取締役 リート運用本部副本部長 |
| | 2018年11月 サムティ・レジデンシャル投資法人 執行役員 (現任) |
| | 2019年2月 サムティアセットマネジメント株式会社 取締役 リート運用本部長兼リート企画部長 |
| | 2019年4月 サムティアセットマネジメント株式会社 取締役 リート運用本部長 (現任) |

1. 上記執行役員候補者は、本投資法人の投資口を持投資口会制度を利用することにより2020年8月31日時点で0.6口 (小数点第2位以下切捨て) 所有しております。
2. 上記執行役員候補者は、本投資法人が資産運用業務委託契約を締結しているサムティアセットマネジメント株式会社の取締役 リート運用本部長です。
3. 上記を除き、上記執行役員候補者と本投資法人との間に特別の利害関係はありません。
4. 上記執行役員候補者は、現在、本投資法人の執行役員として本投資法人の業務全般を執行しております。

第3号議案：補欠執行役員1名選任の件

執行役員が欠けた場合又は法令に定める員数を欠くことになる場合に備えて、補欠執行役員1名の選任をお願いするものです。

補欠執行役員の選任に係る決議が効力を有する期間は、第2号議案が可決されることを条件として、本投資法人の現行規約第17条第3項の定めにより、第2号議案における執行役員の任期が満了するときである2022年10月31日までとします。

また、本議案による補欠執行役員の選任の効力は、就任前に限り、役員会の決議により、その選任を取り消すことができるものとさせていただきます。

なお、補欠執行役員の選任に関する本議案は、2020年9月15日開催の役員会において、本投資法人の監督役員の全員の同意によって本投資主総会への提出が決議されたものです。

補欠執行役員候補者は次のとおりです。

| 氏名 (生年月日) | 略歴及び重要な兼職の状況 |
|--|--|
| ます だ よう すけ 増 田 洋 介 (1970年7月1日) | 1993年4月 オリックス株式会社 |
| | 2005年1月 燦キャピタルマネージメント株式会社 取締役 |
| | 2007年9月 燦アセットマネージメント株式会社（現サムティアセットマネジメント株式会社）取締役 |
| | 2007年11月 株式会社グランドホテル松任 取締役 |
| | 2009年4月 燦アセットマネージメント株式会社（現サムティアセットマネジメント株式会社） 取締役兼東京支社長 |
| 2010年4月 燦アセットマネージメント株式会社 （現サムティアセットマネジメント株式会社） 代表取締役（現任） | |

1. 上記補欠執行役員候補者は、本投資法人の投資口を投資口累積投資制度を利用することにより2020年8月31日時点で75口（1口未満切捨て）所有しております。
2. 上記補欠執行役員候補者は、本投資法人が資産運用業務委託契約を締結しているサムティアセットマネジメント株式会社の代表取締役です。
3. 上記を除き、上記補欠執行役員候補者と本投資法人との間に特別の利害関係はありません。

第4号議案：監督役員2名選任の件

監督役員 藤木隆弘及び中原健夫の両名は、2020年10月31日をもって任期満了となります。つきましては、改めて監督役員 藤木隆弘及び中原健夫の選任をお願いするものです。なお、任期は、2020年11月1日から2年間となります。

監督役員候補者は次のとおりです。

| 候補者番号 | 氏名 (生年月日) | 略歴、本投資法人における地位及び重要な兼職の状況 |
|-------|---------------------------------------|--|
| 1 | ふじ き たか ひろ 藤 木 隆 弘 (1968年4月16日) | 1991年4月 株式会社住友銀行（現株式会社三井住友銀行） 1997年11月 朝日監査法人（現有限責任あずさ監査法人） 2014年10月 藤木公認会計士事務所 代表者（現任） 2015年3月 サムティ・レジデンシャル投資法人 監督役員（現任） 2016年5月 ビーシーページージャパン株式会社 監査役 |
| 2 | なか はら たけ お 中 原 健 夫 (1970年8月5日) | 1998年4月 弁護士登録（第一東京弁護士会） 1998年4月 原田・尾崎・服部法律事務所 （現尾崎法律事務所） 2002年4月 American Family Life Assurance Company of Columbus（現アフラック生命保険株式会社） 副法律顧問 2005年9月 あさひ・狛法律事務所 （現西村あさひ法律事務所） 2007年3月 のぞみ総合法律事務所 パートナー 弁護士 2008年5月 弁護士法人ほくと総合法律事務所 代表社員 弁護士（現任） 2015年3月 サムティ・レジデンシャル投資法人 監督役員（現任） 2020年4月 一般社団法人コーポレート機能協会 監事（現任） |

1. 上記監督役員候補者両名は、いずれも本投資法人の投資口を所有しておりません。
2. 上記監督役員候補者両名と本投資法人との間に特別の利害関係はありません。
3. 上記監督役員候補者両名は、いずれも、現在、本投資法人の監督役員として本投資法人の執行役員の職務の執行全般を監督しています。

参考事項

本投資主総会に提出される議案のうち、相反する趣旨の議案があるときは、当該議案のいずれにも、本投資法人の規約第14条第1項及び第2項に定める「みなし賛成」の規定は適用されません。なお、上記の第1号議案、第2号議案、第3号議案及び第4号議案の各議案につきましては、いずれも相反する趣旨の議案には該当しておりません。

以上

投資主総会会場ご案内図

会場：東京都千代田区西神田三丁目2番1号
住友不動産千代田ファーストビル南館 3階
ベルサール神保町room3+4+5
TEL：03-3263-9621



- 交通 九段下駅 7番出口より徒歩約3分（東西線）
九段下駅 5番出口より徒歩約4分（半蔵門線・新宿線）
神保町駅 A2出口より徒歩約5分（半蔵門線・新宿線・三田線）

お願い： 駐車場の用意はございませんので、お車でのご来場はご遠慮
くださいますようお願い申し上げます。

